

第127回京都市消費生活審議会 摘録

1 開催概要

- (1) 日時 令和6年8月22日(木) 午後2時から午後4時まで
- (2) 場所 中京区役所 4階 第1研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員16名(五十音順)

岡田 玲子 委員、荻野 達也 委員、門谷 晴雄 委員、
姜 美名 委員、木村 浩之 委員、瀬良 兼司 委員、
高田 敏司 委員、高橋 肇子 委員、土淵 誠 委員、
中村 洋子 委員、西内 康人 委員、松尾 健一 委員、
森 義治 委員、吉井 美奈子 委員、吉政 知広 会長
吉本 優子 委員

●京都市

文化市民局

局長 山本 ひとみ

くらし安全推進部長 津嶋 俊郎

消費生活総合センター長 酒井 庸充 ほか

2 傍聴者

7名

3 審議内容等

議事

- (1) 第3次京都市消費生活基本計画 令和5年度推進状況について
- (2) 消費者安全確保地域協議会の設置について
- (3) 次期京都市消費生活基本計画の策定について

●事務局

定刻になったので、ただ今から、第127回京都市消費生活審議会を開会する。

石川委員、小西委員、田中委員、野々山委員の4名からは、事前に欠席の連絡を頂いている。また、高田委員、門谷委員におかれては、少し遅れられている。

本審議会の委員定数20名のうち、現在14名の委員に出席いただいております。定足数である過半数を超えているので、本会議が有効に成立していることを確認させていただきます。

審議に入る前に、京都市文化市民局長の山本から御挨拶申し上げます。

～ 文化市民局長 挨拶 ～

●事務局

続いて、資料の確認をさせていただく。本日お手元にお配りしているものとして、次第、**資料1**第3次京都市消費生活基本計画 令和5年度推進状況について、**資料2**消費者安全確保地域協議会の設置について、**資料3**次期京都市消費生活基本計画の策定について、**資料4**今後の計画策定スケジュール（予定）、**参考資料1**令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況である。

その他に、第3次京都市消費生活基本計画、出席者名簿、座席表、本日欠席の野々山委員からの意見書、消費者力パワーアップセミナーチラシ、啓発物品をお配りしている。

本日の会議はすべて公開で行う。議事の内容は、録音し、摘録を作成のうえ公表する。したがって、発言される方は必ずマイクを使用してくださいようお願いする。

●事務局

ここから議事進行を吉政会長にお願いする。

○吉政会長

それでは、議事(1) 第3次京都市消費生活基本計画 令和5年度推進状況について、事務局から説明願う。

～事務局から、**資料1**、**参考資料1**について説明～

○吉政会長

ただ今の説明に対して、何か質問や意見があればお願いしたい。

○岡田委員

資料1 1ページ、ホームページのアクセス数や情報メール便の登録者数はどれくらいか。

●事務局

令和5年度のホームページのアクセス数は、京都市情報館 57,649件、センター独自ホームページ 62,954件、情報メール便の登録者数は、令和6年7月末現在で928名となっている。

○吉本委員

資料1 5ページ、(表4)年齢別の相談件数・商品役務別相談件数のうち、20歳台は「美容」の相談が多かったということだが、具体的にどのような内容の相談内容か。

●事務局

理美容の相談として多いのは、脱毛エステのトラブルである。長期のコース契約で代金を先に払っているが事業者が倒産してしまい、返金してほしいがどうしたらよいかなどの相談があった。

○瀬良委員

資料1 11 ページ目 個別施策 17 学校等における消費者教育の担い手の育成で、希望に応じて講師派遣を実施されたということだが、これは市内全域の小中高に広く周知して実施されたのか。取組実績のクラスサイズを見ると 33 名や 13 名というものがあり、これは担当教員レベルで希望を聞いて、コーディネートしているように思える。また、西京極中学校での取組について、7 クラスでの学習を受講した学生の反応や評価を収集しているのか。

●事務局

実践的な消費者教育推進支援事業では、若年者向けの出前講座事業として、講師派遣を行っている。ホームページにチラシを掲載しているほか、当センターの主催イベント等で周知しており、個別にお申し込みいただいている。

西京極中学校の取組に関しては、教育委員会から、文科省の授業時数特例制度を活用して、社会科の授業時数を家庭科にもらって、連続的な消費者教育の授業をモデル的に実施したいという提案があり、当センターからは外部講師のコーディネートとして、5 コマの授業に講師を派遣する形で協力させていただいた。また、実際にすぐろくを作成する授業にも立ち会い、授業づくりに参加させていただいた。

生徒の声については、令和 6 年度の取組となるが、7 月 26 日に開催した「京都消費者教育シンポジウム」の中で、担当教員の先生に取組の事例報告をしていただき、生徒からの反応についても紹介していただくなど、消費者教育の担い手である学校教員に参考にしていただく取組も実施した。

○瀬良委員

ここに挙げられている 7 つの学校だけだとかなり局所的で断片的な取組となるので、ぜひこの声を踏まえつつ、横の広がりであったり、小中高大で切れ目なく、若年者が関心を持てるような講義運営の仕方や、受講生の声を吸い上げることで、一回作って終わりではなくアップデートできるように、工夫してほしい。

●事務局

1 回の取り組みで終わらせないようにということは考えており、今後もこのようなイベントを通じて他の学校にも広がっていくような取組を考えていきたい。

○高橋委員

すごろくの取組は、若年者への啓発としてとても良いと思う。女性連合会でも構成員の年齢層が高くなっており、SNSなどを使うことで被害に遭いそうな方には、注意喚起しているが、「それは押しではダメ」とか、「個人情報を入力してはダメ」という話ばかりしている。何が言いたいかと言うと、注意するだけでなく、若年者への授業でやっているような取組を年齢層の高い人向けにも活用してもらえると、こんな話もあったなというような思い起こしにもつながると思う。

●事務局

高齢者の方からのご相談が多いということもあり、センターでは高齢者や高齢者を見守る方を対象とした出前講座を実施している。様々な地域の団体から申込をいただき、講師として消費生活相談員を派遣して、最新の悪質商法やその対処法についてお伝えしている。頂いたご意見については、出前講座をはじめとする啓発事業の中に生かしていきたい。

○木村委員

私は府の消費生活センターの審議会委員もやっている。京都府でも京都市と講師派遣など同じような事をやっている印象がある。実施している地域が違うのかもしれないが、同じ事をやるのであれば連携したり効率的にできるのではないかな。

●事務局

京都府との連携というのは、当然意識している。ただ、切れ目のない消費者教育ということで言えば、高校は府立が多いので、高校での消費者教育に関しては本市として課題があると考えている。この点については、府の部署とも協議しながら、切れ目のない消費者教育を進めていきたいと思っている。

○西内委員

資料1 5ページ、(表4) 年齢別の相談件数・商品役務別相談件数のうち、20歳未満の相談件数について、第1位が12件となっていて、また、1位の種別が2つ存在するという形になっている。年代別の総件数に占める1位の割合が5%程度となっているのに対して、他の年代では1割程度あることや、1位～3位の件数差もあまりなく、全体として件数も少ないなど相談の幅にばらつきがあり、特殊さが出ている。

他の年代は、大体第1位、第2のところ是件数が集中することもあり、年代ごとに大体被害に遭いやすい傾向というのが見られるのに対して、20歳未満は、幅広い取引について相談があるという傾向があるように見える。

20歳未満については、相談件数自体が少ないのでこれまでの傾向が分かりづらい部分も

あると思うが、それ以外の年代に関して、令和4年度の以前の相談件数について、20歳未満のように相談件数にばらつきがあるような統計が出たことがあるか。

●事務局

20歳未満の相談内容だが、1位が理美容、2位が商品一般、3位が電気、化粧品、賃貸マンション・アパートで、資料にはないが、4位は健康食品、紳士・婦人洋服、5位は特徴的なものがあり、玩具・遊具、インターネット通信サービス、教室・講座、娯楽等情報配信サービス、医療といったものが並立している。

他の年代の中ではやはり玩具・遊具と言ったような相談は少なく、内容的にはその年代にあった相談、若い年代では理美容の相談が多くなっており、30歳台では、家を買うとか賃貸住宅の相談が多くなっている。過去の数値が手元にないため、正確に比較することはできないが、概ねその年代に応じた消費行動に関する相談が寄せられていると考えている。

○吉政会長

以前の審議会では、京都市は学生が多いということで20歳台の相談件数が多いという話もあったかと思うが、この点は今も変わらないということによろしいか、また、他の自治体と比較して、京都市の相談の傾向に特徴的なものはあるか。

●事務局

他都市との比較というところでは、京都市特有の相談というものはないと思う。相談の傾向としては、ほぼ国の相談傾向と一致する。

学生のまち京都という点では、学生からの相談は幅広くある。

○土淵委員

資料1 5ページに年齢別相談件数という形でたくさんの相談があるが、ここを生かして、警察との連携をした方が良いと思う。例えば、賃貸マンションの相談など、実際に被害が存在しているかどうかも含めて、次の被害を防ぐためにも京都府警の方に情報提供をしているのか。していなければやっていただきたい。

また、16ページに啓発物品を作成したとあるが、どの年齢層の方に配るつもりで作成するのかということで字の大きさも変わってくると思うが、このカードルーペだと字が小さく、お年寄りの方では見えないと思う。老眼が入っていると、かなり見にくいなと思っていて、もう少し工夫をしていただきたいと思っている。

市内全地域包括支援センターを窓口にして配布されているということだが、ボールペンやマグネットなど、いい商品であると思うので、もっと幅の広い活用をされたら良いと思う。

●事務局

センターの相談には詐欺に関するものも含まれることはあるが、やはり基本的には契約上のトラブルに関する相談が多い。相談の中で、詐欺案件ではないかと疑われる場合は、警察に相談するよう相談者にはアドバイスしている。

警察との連携ということについては、次の議事で説明する消費者安全確保地域協議会において、特に高齢者の悪質商法や詐欺の被害相談、お困り事に関して、警察とも連携しながら対応して参りたい。

また、啓発物品のご指摘については、字の大きさも含めて今後参考にさせていただく。

啓発物品の活用については、当センターの主催イベントや、今後設置する地域協議会の中で、見守りの方に話題のきっかけづくりとして活用していただけたらと考えている。

○吉井委員

京都市では小、中学校での学校教育に力を入れておられるが、出前講座だと、どうしても学校現場の先生の時間を取ることになるので、既にホームページにも、たくさん教材を作って掲載されておられるため、もう少し現場の先生方が自由にダウンロードしたワークシートを自由に変更できるなど自由に使いやすくしたり、かつ、利用した方には、利用実績を報告としてフィードバックしてもらえるような仕組みづくりに力を入れられてはどうか。

また、京都市以外の方から利用の申出があった場合でも、京都市へ一本連絡してもらえばパスワードを伝えるような仕組みにするなど、その辺りは工夫しながら、せっかくたくさん教材を作られているので、広がっていけば良いと思う。

●事務局

作成した教材について、どういう効果があったかという分析は大事なところであるため、ご意見は参考にさせていただきたい。

○荻野委員

資料1 7ページ、共催による各種相談事業のところであるが、開催の回数を書いてあるが、相談件数はどうなのか。また、実際に被害の救済となっているのか。

●事務局

手持の資料で相談件数はわからないが、司法書士の相談会だと大体1回あたり定員25件ぐらいで実施している。

○姜委員

消費生活相談員について、現在何名で、どういう方がやられていて、人数的には足りているのか。

●事務局

現在 12 名の相談員がいる。全員、国家資格である消費生活相談員の資格を持っている。身分としては、会計年度任用職員としている。在職年数は、16 年から 20 年の方が 4 名、6 年から 15 年までの方が 3 名、5 年以内の方が 5 名である。相談件数が横ばいである現状からすると、12 名という人数の継続で妥当だと考えている。

○吉政会長

ここで、本日欠席の野々山委員からの意見を事務局から御紹介いただきたい。

●事務局

(以下、野々山委員からの意見を読み上げ)

第 1 第 3 次京都市消費生活基本計画 令和 5 年度推進状況について

1 引き続き基本計画に沿った消費者行政の推進を進めていただきたい。

2 基本方針 2 「消費者被害の救済」では、インターネット等の通信販売の被害が減少しているが相変わらず多い。中でも、お試し定期購入の相談が多いと推察されます。被害の状況を分析して、各自治体から消費者庁に法改正を含めた抜本的な解決を提言していかないと、この被害はなくなるので、ぜひ重点的な取り組みをしていただきたい。

3 同じく基本方針 2 「消費者被害の救済」では、訪問販売、電話勧誘販売の不招請勧誘が、他の販売形態被害が減少する中で増加傾向にあります。コロナ禍がなくなり、再び訪問販売被害が増加しており、条例改正による訪問販売お断りステッカーの法的効力の付与を再度検討していくべきです。

4 基本方針 3 「消費者教育」では、最近の消費者庁、消費者委員会における研究会や専門調査会で指摘されているように、消費者のせい弱性、特に、高齢、若年などの恒常的な者だけでなく、最新の行動経済学が示している消費者の皆が持つせい弱性を踏まえた対応の検討が必要となります。

5 基本方針 4 「消費者市民社会の形成」では、消費者安全確保地域協議会の設置に向けた取り組みが進められていることを評価します。引き続き取り組んでいただきたい。協議会が活動報告の場のみではなく、日常的な見守り活動に資するシステムとなることを期待します。

6 基本方針 4 「消費者市民社会の形成」では、適格消費者団体など、被害予防、被害救済をはかる消費者団体とより強い情報交換や連携をしていくことを望みます。

(意見、以上)

いただきましたご意見は、ご要望も含め、今後の参考とさせていただきます。

ご意見中の訪問販売お断りステッカーについて、経過を補足させていただきます。

訪問販売で商品等の購入を勧誘する場合は、事業者は消費者に勧誘を受ける意思の有無を確認し、消費者が「要らない」と拒絶の意思表示をした場合は、それ以上勧誘してはいけ

ないことを特定商取引法では、拒絶後の勧誘の禁止として規定しており、本市の条例・規則にも同様の内容を規定している。

訪問販売お断りステッカーに条例等で効力を持たせ、門扉等に貼付することで訪問販売の拒絶に当たるとして、さらに勧誘を行う事業者に対しては、行政指導の対象とすべきではないかという論点で、令和4年度の審議会でご審議いただいた経過がある。

この件については、悪質な又は迷惑な訪問販売を市が指導の対象とすること自体には異論がなかったものの、ステッカーが貼られている家宅への訪問販売すべてを行政指導の対象とすべきであるとの意見があった一方で、健全な事業者の営業活動の自由を侵すべきでなく、また、指導を受けた事業者から訴訟を提起された場合の市の敗訴リスクを考慮すると、訪問販売すべてを行政指導の対象とすることには慎重であるべきとの意見が示されている。また、消費者庁が、消費者の「契約を締結しない旨の意思」の表示について、消費者が明示的に契約締結の意思がないことを表示した場合を指すという見解を示しており、ステッカーを貼付することだけでは意思表示の対象や内容、表示の主体や表示の時期等が必ずしも明確でないと解釈されていることなどから、条例等で効力を持たせることは見送った。

今後とも国や他都市の動向に注視するとともに、「議事2」で説明する「消費者安全確保地域協議会」での消費者被害の救済や被害防止の啓発、また、消費生活相談窓口の周知の中で、訪問販売だけではなく、ほかの種類の悪質商法についても、対応して参りたいと考えている。

○吉政会長

他に意見がなければ、京都市においては、これまでの質疑における各委員からの御意見も踏まえつつ、施策を推進するようお願いする。

続いて、「消費者安全確保地域協議会の設置」について、事務局から説明を願う。

～事務局から、資料2について説明～

○吉政会長

それでは質疑応答に入る。議事1と同様に、委員の皆様におかれましては、自由に御意見をお聞かせ願いたい。

この審議会の委員の皆様の中には、事業者団体あるいは消費者団体から選出された方もいらっしゃるが、御自身の所属団体がこの地域協議会の取組について、何か連携ができそうなことがあるか、アイデアや可能性のレベルでもよいのでお伺いできればと思うが、いかがか。

○高橋委員

地域の中で地域包括支援センターが中心になっていろんな箱物を作っておられることは、

私どもも感じているが、箱物に集まってこられる方というのは元気な方だが、私達が声を拾わなければならないのは、そこではないというのが絶えず頭の中を巡っている。

それから、構成員の教育について、私は他で守秘義務に関わることを経験したことがあるが、個人情報保護が何故できたのかということをしかり教育する必要がある。情報を組織内で縦に繋げることは良いが、横の繋がりで拡散してしまうようなことはあってはならない。そういったことを認識してから参画してもらわないと意味がないと思う。

私ども京都市域女性連合会は参画について、議事資料では調整中ということになっているが、参画するという方向で動いているが、やはり総括する立場の方から、そういうことはあってはならないとはっきりと意思表示してもらいたい。狭い地域の中で個人情報が横に広がるということはとても危険で、何のための個人情報保護なのかということになる。もし、構成員として働くならば、こういった点をよく考え、それだけの重みを持って動かなければならないということ認識しなければならないのではないかと考えている。

●事務局

個人情報の取扱いについてはこの協議会のメリットである一方、とても気を付けなければならないということは重々承知した上で御提案させていただいている。各団体に参画のお願いに伺った時も、やはり見守りをしている団体ほど、見守りの対象者との信頼関係に影響が出るのではと懸念されていた。

個人情報とはどういうものかということと、こういう場合に個人情報を当センターに伝えていただけますかといった具体的な事例をお示していくと共に、構成員の方からの「こういう時どうしたらよいか」といった質問に答えていくつもりでいる。

また、見守りの中でこういったことに気を付けてほしいといったポイントを記載した見守りガイドブックを作成する予定なので、それを御覧いただき参考にしていただきたい。ガイドブックの中でも個人情報とはどういったものなのかと啓発していくことも考えている。

○中村委員

資料の中に全体会議を開催とあるが、このような硬いイメージのものになると、皆さん参加を避けたがる傾向にある。何か一つでも仕事を持たされると、もう大変だ、ということを抑る方が増えた。老人クラブの会員数も減ってきており、そういった現状では、ボランティア意識の高い人ばかりが色々な役員を掛け持ちしている状態である。老人クラブとしては、既に悪質商法や特殊詐欺といったことについて研修や見守り活動などを実施しているが、そうした現在やっているものをちょっと強化する程度のものであれば賛成できるが、構成員の役を誰かに決めてということになると少し戸惑いがあるかもしれない。

団体の代表として年1～2回、全体会議に出席とあるけれども、そののところはどうお考えか。

●事務局

全体会議については、ここに構成員案として記載している団体の方から代表者の方に出でいただくという形で考えているが、やはりその会議への出席だけでも大変な負担になるというのは私共も感じており、福祉の分野にも、地域協議会と同じような構成員の会議が存在しているので、そういった会議と連続して開催するなど、出席いただくに当たり、できるだけ負担にならないような、会議運営の仕方は考えていきたいと思っている。

協議会での高齢者の見守りの活動については、構成員の全員が高齢者の見守りをする団体というわけではないので、見守りの実働部隊として活動していただく方々のほか、会議等で協議会の取組について御意見をいただいたり、高齢者への啓発の部分で協力いただいたり等、出来るだけ構成員の負担にならないよう、それぞれの団体が今やっている活動の延長線上でやっていただけることをお願いしていきたいと考えている。

○高田委員

どういう構成員案にしていくかということについて、京都は同じ人が沢山の役を担っていてもう手一杯だという話もよく聞く。隣の津市では、こういった消費者保護の見守り活動で、市民ボランティアみたいなものを作っている。新しい裾野を広げると言うのか、サポーターのような形でいわゆる実働部隊を養成していったらいい。こういった位置づけでも良いのではないか。

特殊詐欺や悪質商法に対しては、最近は地域の金融機関やコンビニがその防止役ということで活躍しているが、そういったところも構成員として入ってもらい、あるいは連携していくのはどうか。

若者の被害が増えているということであれば、教育委員会が持っている子どものネットワークと連携するとか、青少年団体と連携するなどといった形で独自に広げていっても良い。当初は消費者庁が出しているモデル案のような構成でスタートするのだと思うが、今後、京都市独自にネットワークを広げていくのも手だと思う。

●事務局

詐欺の被害を水際で止めるということでは金融機関やコンビニ等も、いずれはこの構成団体の中に加わっていただきたいと考えている。ただ、現状では、やはり高齢者や障害者に日常的に一番近いところにいる、消費者被害に気付く可能性が高い福祉関係者を中心にまずやっていきたいと考えている。

政令市の規模では福祉関係者だけでもかなりの数の方がいるが、実効的な取り組みをしていきたいと考えているので、まずは福祉関係の団体に対して、見守りの方法などを研修で教育していくなど、そういうところから始めていきたいと思っている。

もう1点は、協議会の設置のメリットである個人情報の共有ということがある。ここは慎重に考えて仕組みを作っていないといけないと思っている。そういった意味でも、個人情報の共有する範囲というのは限定的でなければならないので、どの範囲で個人情報を共有するのかといった仕組みについても、まずは福祉関係者を中心とした構成員の中で、仕組みを検討していきたいと考えており、今までいただいた御意見も参考にしながら、検討を進めていきたい。

○荻野委員

教えていただきたいのが、既に500もの自治体が地域協議会をスタートさせているが、個人情報の取扱いについては他の協議会も実施しているものなのか、それとも京都が独自でやろうとしているものなのか。

500の自治体が先行しているので、良い取り組みは多くあるだろうし、良いところは上手に活用して、各地が課題としているところはどうか改善していくかを皆さんで話し合えば良いと思う。

●事務局

地域委員会は平成26年の法改正によって組織できるようになり、10年ぐらい経過した状況である。消費者庁の正式な統計ではないが、この協議会の中で個人情報を取り扱っている自治体がどれくらいあるかという統計があり、それによると令和2年時点で約25%程度の自治体は個人情報の取り扱いをしているようである。やはり個人情報の管理が問題になってくるので、そこまで踏み込んでやっている自治体は少ない状況である。先進的な取組をしている自治体の例も参考にしながら、今後進めていきたい。

○門谷委員

高齢の方に一番、生で接しているのは介護職員の方だと思う。彼らが一番日頃から高齢の方達と触れ合っておられるので、そこからの情報を吸い上げるべきだと思うがどうか。

●事務局

今構成員案に上がっている団体は行政と繋がりが深かったり、公的な団体を中心に組織しているが、介護事業者の方は既に地域包括支援センターとの繋がりがある。個人情報の共有の兼ね合いもあるため、どこまでこの構成員を広げていくかということは、今後も検討していきたいと思っている。今すでに地域包括支援センターや民生委員との繋がりをもちながら介護の取り組みをしているということなので、今のところはその地域包括支援センターにある程度情報が集まって、そこからセンターに情報が来るというのを、流れとしては想定している。

○吉政会長

ここで、本日欠席の野々山委員からの意見を事務局から御紹介いただきたい。

●事務局

(以下、野々山委員からの意見を読み上げ)

第2 消費者安全確保地域協議会の設置について

1 令和7年2月に京都市に消費者安全確保地域協議会を設置するとの具体的なスケジュールと、システムの内容が示されたことを大いに評価します。前述したように、活動報告の場のみではなく、日常的な見守り活動に資するシステムとなることが重要です。

2 そのためには、被害の発見から消費生活センターへの通報をスムーズに行え、その後の救済が図れるように、通報システムと消費生活センターの機能のさらなる充実が必要です。

(意見、以上)

地域協議会の運営にあたっては、しっかりと構成団体と連絡を取り合って、実効性のある組織を立ち上げていく所存である。

○吉政会長

続いて、「次期京都市消費生活基本計画の策定について」、事務局から説明を願う。

～事務局から、資料3、資料4について説明～

○吉政会長

ただいまの事務局の説明に対し、委員から御意見はないか。

○吉井委員

まだ計画の具体的な内容が示されていないが、実際に起こっている問題に即して具体的に計画を立てていただくように、また、消費者教育についても、これまでされてきた内容が、再び途絶えないような形で進めていただけるようお願いしたい。

●事務局

次期計画は、今回御説明した現行計画を踏襲しつつ、また、現在の社会経済情勢も踏まえて、新しい視点を加えるということで考えている。消費者教育の方も、引き続き、進めて参りたい。

本日は、次期審議会から検討を始めるに当たり、スケジュール感的なものをお示しさせていただいたところで、具体的なお話をさせていただける段階ではなかったものである。

ぜひ次回の審議会の中では、委員の皆様からご意見をいただけるような資料をお示しして、御審議いただこうと考えている。

○木村委員

基本計画の一番のポイントは、教育と実際起こった事への対処の仕方、この2点を深掘りしていくことが大切である。傾向と対策などはあまり関係ないと思う。

詐欺の傾向を調べるのは、後の話なので、被害が起こった時の対応をもっと審議に具体的に挙げていく、要は警察と連携していくところが必要であるのではないか。

●事務局

消費者教育、今実際起こったときの対応について、実効的な取組をいかにしていくかということは、またしっかりと位置付け、皆様にご提示させていただきたいと思う。

○吉政会長

第3次基本計画に即して言うと、木村委員からご指摘いただいた点は、基本方針2「消費者被害の救済」に挙げられている部分にかかわる。

基本計画というのは、消費者被害の事後的救済についてだけ取り上げるものではなく、先ほどもご紹介があった消費者教育の推進に関わる部分、また、より抽象的なところではあるが消費者市民社会の形成に関わる施策を示すという性格ももっている。

被害の救済も重要なことであることは間違いないが、より広い観点から計画は作成されるものであると、御承知いただきたい。

それでは、本日欠席の野々山委員からの意見を事務局から御紹介いただきたい。

●事務局

(以下、野々山委員からの意見を読み上げ)

第3次期消費者基本計画について

「消費者・消費者政策のパラダイム・シフトの必要性」がテーマに挙げられています。現在、内閣府の消費者委員会の専門調査会でも同様のテーマの検討がされていますが、内容はかなり抽象的で、論点が多岐に渡ります。次期基本計画の柱として取り上げるにしても、抽象的な議論ではなく、高齢被害などのぜい弱な消費者の被害、お試し商法など消費者のぜい弱な心理状態につけ込む巧妙な勧誘、デジタル化の中でのネット取引や新しい決済システムを利用した被害など、新しい社会経済活動の中で実際に起こっている被害を中心にすえた検討をお願いしたい。

(意見、以上)

本市の次期基本計画につきましては、国の計画も勘案し、施策レベルでも市民の皆様にお示しして参りたい。

○吉政会長

以上で、本日、予定の議事は全て終了したが、その他、何か意見はないか。

～意見なし～

○吉政会長

では、本日の議事を終了とする。

委員の方から意見がなければ、事務局から一言願う。

～ 暮らし安全推進部長 挨拶 ～

○吉政会長

本日は貴重な御意見を様々な観点から伺うことができた。重ねてお礼申し上げる。

それでは、以上をもって第 127 回消費生活審議会を終了する。

(終了)